

(2) 監事による監査報告

平成 26 事業年度監査報告

私たち監事は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第 19 条第 4 項及び同法第 38 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I. 監査の方法及びその内容

1. 監査は、「機構 監事監査要綱（平成 16 年規程第 11 号）」及び「機構 監事監査実施基準（平成 16 年規程第 12 号）」に準拠し、「平成 26 年度実施事業監事定期監査計画書」（以下、「監査計画」という。）に従い、機構に属する全ての部門を監査対象として、平成 27 年 4 月 1 日（水）～6 月 24 日（水）の間に実施した。
2. 実地監査に当たっては、各部等の長及び課長等から、予め提出された監査資料に基づき業務執行状況及び財産の状況等につき概況説明を受け実施した。監査は、主として実地監査を行ったが、関東甲信越支部並びに中国四国支部を除く支部に関しては、提出書類による書面監査を行った。
3. 監査計画に基づく実地監査及び書面監査のほか、役員（監事を除く。以下「役員」という。）、内部監査部門である監査室、業績評価部門である政策企画部、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、理事会その他機構の管理運営に係る重要な会議等に参加し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。
4. 役員の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
5. 監査の重点項目としては、第 3 期中期計画初年度である平成 26 年度に実施された会計検査院検査、財務省理財局監査及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会等の第三者機関による指摘事項等も踏まえ、機構における内部統制システムが適切に機能し、目標達成が図られたかどうかに関心しつつ監査を実施した。

6. 会計監査については、会計検査院への提出が義務付けられる月次の「計算証明に関する指定」監査を実施するとともに、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に準拠した会計処理状況と予算執行状況並びにこれらに係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）につき監査を行った。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表等について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第 131 条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II. 監査の結果

1. 平成 26 事業年度における機構の業務は、その設置目的に沿い、法令、規程、その他の定め及び予算に従い、概ね適正に実施されていると認められる。また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

但し、会計検査院、財務省等第三者機関による指摘事項もあり、今後、特段の留意が必要と思われる点を次に述べる。

(1) 会計検査院より「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」是正改善の処置要求があった。（平成 26 年 10 月 30 日）

「大学の担当者間の連絡不備等により、退学者に対して奨学金相当額を振り込む振込超過金が生じているなどしていたため、防止策を講ずるよう処置要求。」

具体的な是正改善の内容は、奨学金貸与事業において、振込超過金の発生を防止する方策を検討して実施し、適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生について、当該奨学生が在学する大学等に、本来「廃止」と認定すべきであった時点まで遡って適格認定の修正を行わせたりすることなどにより、振込超過金の発生及び適格認定が適切でなかったことが判明した奨学生に対する奨学金の貸与を防止するよう是正改善の処置を求められた。

処置要求を受け、機構は、異動処理の遅延等による振込超過金の発生防止策を検討、実施した。具体的には、平成 26 年度適格認定より、不適切な認定が判明した場合、遡及して処置変更を行うこととした。また、大学等に学籍管理及び適正な事務処理の実施について周知徹底及び再発防止策の実施状況を確認する等の指導

を行う旨、各大学に通知するとともに、学校事務担当者向け研修会等で適格認定の厳格な実施及び適正な事務処理（振込超過金発生を抑止）について繰り返し周知案内した。今後、大学等に改善計画書の徴収及び訪問による事務実施状況調査を実施することとした。以上のように会計検査院からの改善処置要求に対し、機構として適切に対応したことが認められる。引き続き大学等との連携を深め、再発防止に努めることが肝要である。

- (2) 財務省理財局による平成 21 年度フォローアップ監査を受けての「財政融資資金本省資金融通先等実地監査（平成 26 年 11 月 13 日から 11 月 27 日）」があり、改善又は検討を必要とする事項について、同局に対し文書をもって対処方針を報告するとともに、同局と調整の上、遅滞なく措置を講ずるよう通知があった。（平成 27 年 2 月 12 日）

今回指摘された事項については、運営会議で報告され役職員間で問題の共有が図られた。指摘事項に対し、機構は一層の改善を図るため、指摘を受けた要因を分析し、対処方針を策定した。今後の措置状況については、運営会議においてフォローアップを実施する旨を申し添え、同年 3 月 31 日付けで財務省理財局長に報告した。

機構においては、適正な業務運営を確保するため、コンプライアンスの厳格化、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図りつつ、改善に向けたアクションプランを実行するべく、理事長を委員長とするリスク管理委員会（「リスク管理規程」（平成 27 年 3 月 31 日制定））を設置するなど、リスク管理体制の整備が着実に実施されていることが認められる。現在、対処方針の実現に向けた種々の取り組みが進められており、今後とも不断の努力が肝要である。

2. 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
3. 役員の統制環境に対する認識は相当と認められ、職務執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実はなく、不当な職務行為は認められない。
4. 会計監査に関しては、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認め、会計監査人の監査結果も利活用することとした。改めて財務諸表等につき検討を加えた結果、平成 26 事業年度における会計経理は適正に行われているものと認める。

5. 事業報告書は、法令に従い、機構の平成 26 事業年度の事業実施状況を正しく表示しているものと認める。

Ⅲ. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、機構が引き続き保有し、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点として活用し、札幌、金沢、福岡、大分の国際交流会館は、これまでどおり地方公共団体や大学等との売却交渉を進めることとされた。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)の平成 26 年度フォローアップ結果(平成 26 年 8 月 29 日内閣官房行政改革推進本部事務局))

東京国際交流館及び兵庫国際交流会館は、留学生事業部にて館費設定や貸出し方法の見直しを行うなど収支改善に向けた努力が認められる。一方、国際交流拠点としての活用及び検討については、各施設等を利用して、国際塾、入居者による交流研究発表会及び国際理解ワークショップ等、様々なプログラムの国際交流活動を実施したことは、国際交流拠点としての活用の促進につながるものであり評価できる。

国際交流会館 4 館については、現在、財務部及び留学生事業部において、地方公共団体や大学等に対し売却交渉が進められている。また、売却を進める間も 4 館全体平均で前年度を上回る入居率を確保したことは評価できる。

2. 財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。(独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定))

機構の奨学金事業における金融業務に伴う種々のリスクを機構全体のリスクとして統合・管理する体制を整備する為、理事長を委員長とするリスク管理委員会が設置された。今後、リスクに関する自律的な P D C A サイクルを構築し、リスク管理体制の整備が着実に実施されることを期待する。

3. 給与水準の状況(独立行政法人整理合理化計画(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定))

給与水準に関しては、当該事業年度に公表された対国家公務員(行政職(一))の給与水準との比較は 100.9 であるが、国家公務員に比して地域手当支給割合の高い地域に勤務する職員の比率が高いこと等の理由によるものであり、概ね妥当と判断される。

4. 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況（独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定））

当該事業年度は、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性のあ
る一般競争契約等に鋭意努めたことが認められる。また、一者応札・一者応募に対す
る改善方策につき、その要因分析をし、当該事業年度と同案件に対する事後点検体制
の整備の図られていることが確認される。引き続き、随意契約の妥当性、競争性の確
保について、機構の設置する契約監視委員会において、継続的に検証を図ることが肝
要と考える。

以 上

平成27年6月24日

独立行政法人 日本学生支援機構

監事 澤 木 公 義 ㊟

監事（非常勤） 小 川 千 恵 子 ㊟